

平成28年度 研修部事業計画

1. 基本方針

研修部が行う研修事業は、会員の資質向上に資することにより、会員が、市民に対する有益な法的サービスを提供し、国民の権利を擁護し、以て、司法書士に対する社会の信頼と期待に応えていくことに繋がるものと確信する。

さて、本年11月12日(土)～13日(日)に、大洗町において1泊2日の宿泊研修会を開催する。内容は、メインテーマを「相続法改正」として、1日目に中央大学法科大学院教授で弁護士の升田純先生による基調講演を行い、また、相続法改正の論点について会員らによるパネルディスカッションを予定している。

2日目は、会員に講師をお願いし、各専門分野における分科会を行う予定であり、参加者は、複数の分科会の中から希望するテーマを選択して受講していただく予定である。

この宿泊研修は、集中的に研修を受けることにより研修の成果を上げ、また、2日間で7単位の研修単位を取得できるようにする他、懇親会に参加していただくこと等により、会員間の親睦を深めていただく狙いもある。

会員研修会は、例年どおり、研修委員会及び裁判事務研修委員会が担当し、登記業務に関する研修及び裁判事務に関する研修だけでなく、財産管理業務や倫理に関するもの、及び、法改正に素早く対応した研修を実施する。

また、日司連や関ブロが行う同時配信型の研修に参加し、会員が、県内の研修会場において上記団体が行う研修会にリアルタイムで受講できるようとする。

その他、事業部等と連携し、(公社)成年後見センター・リーガルサポートや茨城司法書士会調停センター等、関連団体等との共催等による研修を実施する。

2 事業項目

(1) 業務に関する会員研修会の開催

- ① 不動産登記、商業・法人登記実務及びその周辺業務に関する研修会
- ② 宿泊研修の開催
- ③ 裁判実務に関する研修会
- ④ 成年後見実務等に関する研修会
- ⑤ 茨城司法書士会調停センター手続実施者養成、その他専門委員会の研修会
- ⑥ その他、法改正等に対応するための研修会

(2) 研修単位(年間12単位以上)取得率向上のための施策の検討・実施

(3) 各支部における研修会の開催支援

- (4) 年次制研修会の実施
- (5) 新人研修会の開催
- (6) 各種研修情報の提供
- (7) その他、研修部に属する事業